

大阪市告示第1343号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年9月30日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日
大阪市立 真田山プール 水泳場 トレーニング場	令和7年10月1日（水）から 令和8年3月31日（火）まで
大阪市立 真田山プール アイススケート場	令和7年12月1日（月）から 令和8年3月10日（火）まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）